

五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した定期監査及び財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和7年2月3日

五所川原市監査委員	小田桐 宏 之
五所川原市監査委員	一 戸 久 男

監査報告

第1 準拠基準

五所川原市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

○社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

指定管理施設：五所川原市生き生きセンター

第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第5 監査の実施内容

令和5年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和6年11月20日に実地監査を行った。

第6 監査の期間

令和6年9月24日から令和7年1月20日まで

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね良好と認めた。

軽微な誤り・改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。

監査報告

第1 準拠基準

五所川原市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

○しうら和牛改良組合

指定管理施設：五所川原市営実取牧野

：五所川原市営岩井牧野

：五所川原市営古館牧野

：五所川原市営第2長根山牧野

第4 監査の着眼点

(1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか

(2) 他の事業との会計区分を明確にしているか

(3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第5 監査の実施内容

令和5年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和6年11月11日に実地監査を行った。

第6 監査の期間

令和6年9月24日から令和7年1月20日まで

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね良好と認めた。

軽微な誤り・改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。

監査報告

第1 準拠基準

五所川原市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

○十三亀山社中

指定管理施設：五所川原市市浦歴史民俗資料館

：五所川原市市浦地域活性化センター

：十三湖中の島ブリッジパーク

：脇元海辺ふれあいゾーン

第4 監査の着眼点

(1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか

(2) 他の事業との会計区分を明確にしているか

(3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第5 監査の実施内容

令和5年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和6年11月11日に実地監査を行った。

第6 監査の期間

令和6年9月24日から令和7年1月20日まで

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね良好と認めた。

軽微な誤り・改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。

監査報告

第1 準拠基準

五所川原市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

○公益社団法人五所川原市シルバー人材センター

指定管理施設：五所川原市民学習情報センター

第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第5 監査の実施内容

令和5年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和6年12月9日に実地監査を行った。

第6 監査の期間

令和6年9月24日から令和7年1月20日まで

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね良好と認めた。

軽微な誤り・改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。